

米国在留日本人
のための
永住帰国相談会

自己紹介

- 氏名：青山純子
- 職業：行政書士
- 趣味：プロ野球観戦、ジブリ鑑賞、人間観察



青山行政書士オフィス の主な業務内容



- 建設業・産業廃棄物業・
運送業などの許認可申請
- 相続・遺言・認知症対策
- 国籍・在留資格 申請

米国在留日本人
のための
永住帰国相談会

外国籍を取得したら、
二重国籍になる??



パスポートは、
その国の国籍がある人に交付されるもの



違法行為です。







在留資格が必要



入国管理局



日本人の配偶者等

日本人の配偶者等は、
配偶者だけでなく
日本人の子も入る

元日本国籍
現在、外国籍



日本人の配偶者等の在留資格を取得する際に必要となる書類

- ① 在留資格認定証明書交付申請書（在留資格変更許可申請書）
- ② 写真 4CM X 3CM
（申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの）
- ③ 申請人の親の戸籍謄本または除籍謄本(亡くなっている場合や日本国籍を離脱している場合)
- ④ 出生届受理証明書または認知届受理証明書
（外国で出生した場合は、出生国の出生証明書又は認知に係る証明書）（発行日から3か月以内のもの）
- ⑤ 申請人の課税証明書及び納税証明書
- ⑥ 日本で申請人を扶養する者の課税証明書及び納税証明書
（申請人が扶養を受けている場合）
- ⑦ 身元保証書
- ⑧ 身元保証人の課税証明書や財産、収入を証明する書類など

「日本人の配偶者等」の 在留資格を取るポイント

- ① 国籍喪失の届出
- ② 元日本国籍、日本人の子である
公的書類
- ③ 日本での滞在費用を証明
- ④ 保証人

国籍喪失届

平成 年 月 日届出

長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日 第 号	長 印			
送付 平成 年 月 日 第 号					
妻姓調査	戸籍記載	記載調査	財 票	住民票	通 知

(よみかた) 国籍を喪失した 人の氏名 <small>(外国人としての氏 名をローマ字で付 記してください)</small>	氏 名 年 月 日生 () ()
住 所 <small>(よみかた) 世帯主 の氏名</small>	番地 番 号
本 籍 <small>籍調査 の氏名</small>	番地 番 号
喪失の年月日	年 月 日
喪失の原因	<input type="checkbox"/> 志願して新たに()国の国籍を取得した <input type="checkbox"/> ()の国籍をも有しているのに離脱した <input type="checkbox"/> ()国の国籍を選択した <input type="checkbox"/> 国籍選択の催告を受けて選択をしなかった <input type="checkbox"/> 国籍喪失の宣告を受けた
その他	
届 出 人 署名 押 印	印

届 出 人 <small>(国籍を喪失した人以外の方が届け出るときに書いてください)</small>	
<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他 ()	
住 所	番地 番 号
本 籍	番地 番 号 籍調査 の氏名
署名	印 年 月 日生

記入の注意 国籍を喪失した人の氏名欄には、戸籍上の氏名を書くとともに、住民票の処理上必要なため、外国人としての氏名をローマ字で付記してください。
届出人署名押印欄に外国人としての氏名を書いたときは、戸籍上の氏名をカッコ書きで記載してください。

連絡先	電話 ()
	自宅・勤務先()・携帯

国籍喪失の届出に必要な書類

- ① 戸籍謄本
- ② 現に外国国籍を有することを証明するに足りる 書面
- ③ 本人が15歳未満であるときは、法定代理人の資格を証する書面
- ④ 住所を証する書面

○国籍喪失届書

本人の氏名、生年月日、住所、喪失年月日、喪失した日本国籍の原因の情報を記入

○外国国籍取得証明書などの日本国籍喪失を証明する書類

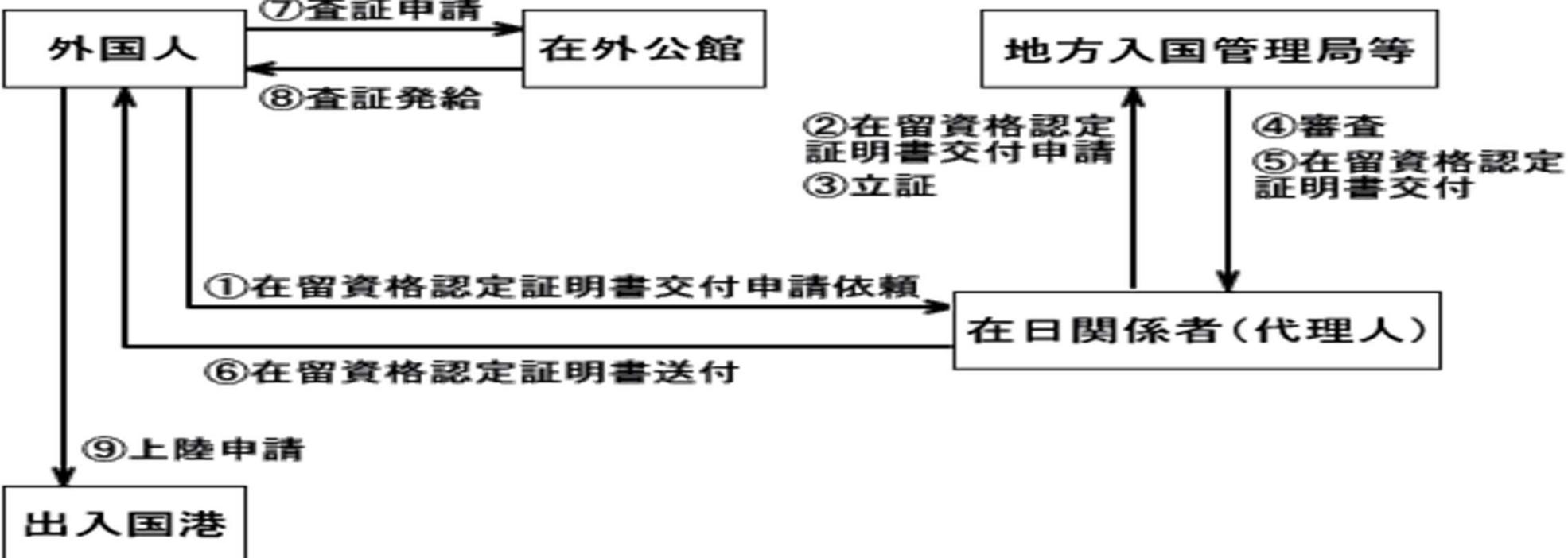
日本国籍喪失の原因となった外国の公的機関から発行された、外国国籍取得証明書 帰化証明書
外国語で発行された場合は、日本語の翻訳文も添付

○戸籍全部事項証明書 * 本籍地に出す場合には不要

○その他必要な書類 * ケースバイケース

在留資格認定証明書交付申請手続の流れ

ビザ（外務省から法務省への推薦状）



在留カード

- 上陸審査**
- 旅券・査証の有効性確認
 - 在留資格認定証明書を所持する者については在留資格に関し原則として審査省略
 - 在留資格・在留期間の決定

日本国政府
GOVERNMENT OF JAPAN

在留カード
RESIDENCE CARD

番号
No. AB12345678CD

氏名
NAME YAMADA KEIKO

生年月日
DATE OF BIRTH 1987年12月31日 性別
SEX 女 F. 国籍・地域
NATIONALITY/REGION 米国

住居地
ADDRESS 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号

在留資格
STATUS 日本人の配偶者等

就労制限の有無
就労制限なし

在留期間（満了日）
PERIOD OF STAY 1年（2017年10月10日）
(DATE OF EXPIRATION)

許可の種類
PERMIT TYPE 在留期間更新許可（東京入国管理局長）
PERMIT NO. MOJ

許可年月日
DATE OF ISSUE 2016年09月20日 交付年月日
DATE OF DELIVERY 2016年09月20日

このカードは
THIS CARD IS VALID UNTIL 2017年10月10日
PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD まで有効
です。

法務大臣
MINISTER OF JUSTICE

MINISTRY OF JUSTICE



見本

帰化申請から大臣決済の目安は1~2年



元日本国籍
現在、外国籍

外国籍



外国籍

← 外国籍 日本国籍のまま ←



親が日本国籍のまま、
海外で出産した場合



①産まれた日から **3か月以内に**
出生の届出

②出生の届出と同時に、
「**国籍留保の届出**」を行うことが必要

ご清聴ありがとうございました

